

シリーズで令和6年度税制改正大綱の中から、資産税に関連する項目について解説しています。今回は相続税・贈与税に関する項目のうち、主なものについて改正内容を紹介します。

I. 現行制度の見直し（拡充・縮小や適用要件の見直しが行われるもの）

1. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度

令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に、父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得または増改築等の対価に充てるための金銭（以下「住宅取得等資金」といいます。）を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、次の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税とされます。

次の措置を講じた上、その適用期限を3年（令和8年12月31日まで）延長することとしました。

① 非課税限度額の上乗せ措置の適用対象となるエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋の要件について、住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をする場合にあっては、当該住宅用家屋の省エネ性能が断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上（現行：断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上）であることとする。

この改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

② 令和6年1月1日以後に住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をする場合において、当該住宅用家屋の省エネ性能が断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上であり、かつ、当該住宅用家屋が次のいずれかに該当するものであるときは、当該住宅用家屋をエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋とみなす。

イ 令和5年12月31日以前に建築確認を受けているもの

ロ 令和6年6月30日以前に建築されたもの

II. 適用期限のみを延長したもの

1. 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例

令和5年12月31日までに、父母または祖父母などからの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得または増改築等（「新築等」といいます。）の対価に充てるための金銭を取得した場合で、一定の要件を満たすときには、贈与者がその贈与の年の1月1日において60歳未満であっても相続時精算課税を選択することができます。この特例の適用期限を令和8年12月31日まで3年延長することとしました。

2. 個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度

経営承継円滑化法の認定を都道府県知事から受ける後継者（※）である特例事業相続人等が、青色申告に係る事業（不動産貸付業等を除きます。）を行っていた被相続人から、その事業に係る特定事業用資産のすべてを平成31年1月1日から令和10年12月31日までの相続等により取得をした場合には、その青色申告に係る事業の継続等、一定の要件の下、特例事業相続人等が納付すべき相続税のうち、特例事業用資産に係る課税価格に対応する相続税の納税が猶予され、特例事業相続人等が死亡した場合等には、その全部または一部が免除されます。

（※）平成31年4月1日から令和6年3月31日までに「個人事業承継計画」を都道府県知事に提出し、確認を受けた者に限ります。

コロナの影響が長期化したことを踏まえ、個人事業承継計画の提出期限を令和8年3月31日まで2年延長することとしました。

3. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度

法人版事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、経営承継円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。

コロナの影響が長期化したことを踏まえ、特例承継計画の提出期限を令和8年3月31日まで2年延長することとしました。